○認知症専門棟に係る施設基準について（平成１２年老健第１１５号）

改正案	現行
認知症老人のうち、特に問題行動の著しい認知症老人の処遇を行うのにふさわしい施設（以下「認知症専門棟」という。）に係る基準に関しては、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成 12 年厚生省告示第26号)第十号及び第三十七号において規定されているところであるが、その他必要な事項については、同告示によるほか、下記によることとするので、その取扱いに遺憾のないよう関係機関等に周知徹底を図られたい。	認知症老人のうち、特に問題行動の著しい認知症老人の処遇を行うのにふさわしい施設（以下「認知症専門棟」という。）に係る基準に関しては、「厚生労働大臣が定める施設基準を定める件」(平成 12 年 2 月厚生省告示第26号)第五号及び第十号において規定されているところであるが、その他必要な事項については、同告示によるほか、下記によることとするので、その取扱に遺憾のないよう関係機関等に周知徹底を図られたい。
記 認知症専門棟は、前記告示において規定された施設又は設備に関する基準を満たすことのほか、次に掲げるところによるものとすること。 1　徘徊老人のための施設として、老人の見当識(方向、場所、周囲の状況等を正しく理解する能力)に配慮した行動しやすい回廊式廊下等を可能な限り設けること。 2　「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「基準省令」という。）第 3 条に定める施設のうち、療養室、洗面所、便所、サービスステーション及び汚物処理室は、認知症専門棟の定員に応じ設置すること。	記 認知症専門棟は、前記告示において規定された施設又は設備に関する基準を満たすことのほか、次に掲げるところによるものとすること。 1　徘徊老人のための施設として、老人の見当識(方向、場所、周囲の状況等を正しく理解する能力)に配慮した行動しやすい回廊式廊下等を可能な限り設けること。 2　「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「基準省令」という。）第 3 条に定める施設のうち、療養室、洗面所、便所、サービスステーション及び汚物処理室は、認知症専門棟の定員に応じ設置すること。

また、基準省令第３条第２項第一号のトにより、療養室にナース・コールを設けることとされているが、認知症専門棟の療養室に限り設けなくても差し支えないこと。 ３．基準省令第３条に定める施設のうち、診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、調理室及び洗濯室は、介護老人保健施設の認知症専門棟とそれ以外の部分の定員に応じて、いずれか又は双方に設置して差し支えないこと。 ４．認知症専門棟の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。これは、従業者が一人一人の入所者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためにはいわゆる「馴染みの関係」が求められることによる。 このため、入所者と「馴染みの関係」を構築し、適切なケアを提供するため、少人数の認知症の入所者のグループを対象として、特定の職員を固定的に配置する人員体制を採っていることを、当該加算の算定要件としたところである。	また、基準省令第３条第２項第一号のトにより、療養室にナース・コールを設けることとされているが、認知症専門棟の療養室に限り設けなくても差し支えないこと。 ３．基準省令第３条に定める施設のうち、診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、調理室及び洗濯室は、介護老人保健施設の認知症専門棟とそれ以外の部分の定員に応じて、いずれか又は双方に設置して差し支えないこと。